川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について(案)

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例(平成20年川崎市条例第34号) の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 1 施設利用料

		金	額	
種別	午前	午後	夜間	全 日
	9時~12時	1時~5時	5時30分~9時	9時~9時
集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円
和室	660円	770円	1,100円	2,530円
調理室	880円	990円	1,320円	3,190円
実習室	660円	770円	1,100円	2,530円
第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「3,000円」を「3,300円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利 用料金については、なお従前の例による。

## 制定要旨

有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金の上限額を改定するため、この条例 を制定するものである。

# 改正後

○川崎市有馬·野川生涯学習支援施設条例

平成20年6月24日条例第34号

(第1条~第20条 略)

## 別表(第9条関係)

#### 1 施設利用料

700001171	* 1 1			
	金額			
4£ Dil	午前	午後	夜間	全日
種別	9 時~12時	1時~5時	5時30分~9 時	9時~9時
集会室	<u>2,640円</u>	<u>3,740円</u>	<u>4,840円</u>	11,220円
和室	<u>660円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,530円</u>
調理室	880円	990円	<u>1,320円</u>	<u>3, 190円</u>
実習室	<u>660円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,530円</u>
第1学習	<u>880円</u>	990円	<u>1,320円</u>	3, 190円
室				
第2学習	<u>880円</u>	990円	<u>1,320円</u>	3, 190円
室				
第 3 学習	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	3, 190円
室				

#### 備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2 割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、

改正前

○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例

平成20年6月24日条例第34号

(第1条~第20条 略)

## 別表 (第9条関係)

## 1 施設利用料

1	111				
	金額				
   種別	午前	午後	夜間	全日	
(里力)	9 時~12時	1時~5時	5時30分~9 時	9時~9時	
集会室	<u>2,400円</u>	3,400円	<u>4,400円</u>	10,200円	
和室	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,300円</u>	
調理室	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>	
実習室	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,300円</u>	
第1学習	800円	900円	<u>1,200円</u>	2,900円	
室					
第2学習	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	2,900円	
室					
第3学習	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	2,900円	
室					

### 備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2 割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、

## 改正後

その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1	3,300円
回	

#### 備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

改正前

その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位	1 <u>3,000</u> F
回	

#### 備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

(以下 略)

(以下 略)